

○岡山県警察監察規程

(平成 12 年 3 月 15 日警察訓令第 10 号)

**改正** 平成 13 年 3 月 12 日警察訓令第 8 号 平成 20 年 3 月 14 日警察訓令第 9 号  
平成 22 年 3 月 23 日警察訓令第 9 号 平成 23 年 4 月 1 日警察訓令第 12 号  
平成 24 年 3 月 23 日警察訓令第 7 号 平成 31 年 4 月 1 日警察訓令第 8 号  
令和 4 年 3 月 10 日警察訓令第 9 号

岡山県警察監察規程を次のように定める。

岡山県警察監察規程

岡山県警察監察規程(昭和 29 年岡山県警察訓令第 11 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この規程は、岡山県警察の組織的かつ能率的な運営及び警察規律の保持に資するために行う監察について、必要な事項を定めることを目的とする。

(監察官等)

第 2 条 警務部に監察官を、警務部監察課に監察員を置く。

2 監察官は警視又は同相当職の職員、監察員は警部若しくは警部補又は同相当職の職員をもって充てるものとする。

(監察官等の任務)

第 3 条 監察官及び監察員の任務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 服務、業務運営等の実態把握及び指導並びに指摘事項に対する改善状況の検証に関すること。
- (2) 職員の身上指導及び監督に関すること。
- (3) 非違事案の未然防止に関すること。
- (4) 非違事案発生時の報告及び調査並びに再発防止対策に関すること。
- (5) その他特命事項に関すること。

(監察の種類)

第 4 条 監察の種類は、総合監察、随時監察及び特別監察とする。

- (1) 総合監察は、警察署における服務、業務運営等の実態を把握し、必要な指導を行う監察をいう。
- (2) 随時監察は、時宜に応じ、警察本部の部、課、所及び隊、警察学校並びに警察署(交番、駐在所等を含む。以下「部署」という。)における特定の事項について、服務、業務運営等の実態を把握し、必要な指導を行う監察をいう。
- (3) 特別監察は、問題事案に関し、服務、業務運営等の実態を把握し、事案の解明及び改善を目的として、警察本部長(以下「本部長」という。)が特に必要と認めた場合に、その都度、速やかに行う監察をいう。

(実施計画等)

第5条 本部長は、年度ごとに監察(特別監察を除く。)を実施するための計画(以下「実施計画」という。)を策定するものとする。

2 実施計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 監察の種類
- (2) 監察の時期
- (3) 監察を受監する部署
- (4) 監察の実施項目

3 本部長は、実施計画に基づき監察実施の細部事項を定めるものとする。

(監察執行官等)

第6条 本部長は、監察執行官として自ら監察を行うほか、次に掲げる者の中から監察執行官を指名し、監察を行わせるものとする。ただし、随時監察は、監察官又は警部である監察員を監察執行官に指名し、監察を行わせることができる。

- (1) 部長
- (2) 警務部首席監察官
- (3) 警務部総務統括官
- (4) 刑事部組織犯罪対策統括官
- (5) 交通部運転免許センター長
- (6) 警察本部の所属長

2 本部長は、監察執行官が行う監察を補助させるために、警察本部に勤務する警部補以上の警察官又は同相当職の職員のうちから、監察の都度、監察補助官を指名するものとする。

(監察実施上の措置)

第7条 監察の実施に当たっては、次に掲げる措置を執ることができる。

- (1) 部署の書類、簿冊、建造物、装備資機材、保管物件等を調査すること。
- (2) 職員その他の関係者の立会若しくは同行を求め、又は招致して調査すること。
- (3) 部長、警務部総務統括官、刑事部組織犯罪対策統括官、交通部運転免許センター長及び警察本部の所属長並びに警察署長(以下「部署の長」という。)その他の関係者の説明若しくは意見を求め、又は関係資料の提出を求めること。

2 前項の措置を執るときは、あらかじめ部署の長にその旨を通知するものとする。ただし、随時監察及び特別監察で必要がある場合は、この限りでない。

(部署の協力)

第8条 部署の長は、監察の実施に当たって参考となると認められる事項を監察執行官に連絡し、かつ、積極的に協力しなければならない。

(監察結果の報告及び通知)

第9条 監察執行官は、監察実施結果を、本部長に報告しなければならない。

2 本部長は、監察結果を当該監察を受けた部署の長に通知するものとする。

(監察結果に基づく措置)

第10条 監察実施結果の通知を受けた部署の長は、改善が必要な事項について、直ちに適切な措置を執り、その結果を本部長に報告しなければならない。

(公安委員会に対する報告)

第11条 本部長は、第5条の実施計画を策定したときは、速やかにこれを公安委員会に報告するものとする。

2 本部長は、実施計画の内容に応じ、毎年度少なくとも1回、監察の実施状況を公安委員会に報告するものとする。

3 本部長は、特に速やかに報告することが必要なものについては、その都度、公安委員会に報告するものとする。

附 則

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月12日警察訓令第8号)

この訓令〔中略〕の規定は平成13年3月15日から〔中略〕施行する。

附 則(平成20年3月14日警察訓令第9号)

この訓令は、平成20年3月21日から施行する。〔以下略〕

附 則(平成22年3月23日警察訓令第9号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年4月1日警察訓令第12号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月23日警察訓令第7号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月1日警察訓令第8号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年3月10日警察訓令第9号)

この訓令は、令和4年3月11日から施行する。